

<景観形成方針>

市域を一望できる展望台など、良好な景観を眺望できる視点場の保全とともに、そこから望める眺望に配慮した景観づくりを進めます。

- ・視点場の保全とともに、眺望を遮る樹木などの適正な維持管理に取り組みます。
- ・視点場から眺められる建築物などは、伊勢湾などの良好な眺望との調和に配慮したデザインへの誘導を図ります。

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”、やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”、景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準				
ア 配置・規模	c) 主要な視点場からの眺望を遮らない配置、規模とすること。	●主要な視点場からの眺望の確保 ○主要な視点場から見える眺望を遮らないように、建築物及び工作物の規模、高さに配慮する。	□建築物・工作物は、主要な視点場から見える眺望を遮らないような規模・高さにする。				P. 16
カ その他	d) 太陽光発電施設を設置する際はできる限り目立たないよう配慮すること。	●主要な視点場からの眺望の確保 ○建築物の屋根に太陽光パネルを設置する際は、周辺の主要な視点場からの眺望を遮らないようにパネルの位置・高さに配慮する。	□建築物の屋根に太陽光パネルを設置する際は、周辺の主要な視点場からの眺望を遮らない位置・高さにする。				P.46